

パートナーシップ宣誓制度を開始します

市では「日向市全ての人の人権が尊重されるまちづくり条例」に基づき、性的少数者の方々の生きづらさの解消などを旨とし、パートナー関係を宣誓された方に受領証を交付する制度を令和4年6月1日から開始します。

性的少数者とは

結婚や恋愛は異性が対象、身体の性別と心の性別は一致するなどの一般的・典型的と考えられてきた性のあり方に当てはまらない方のことです。

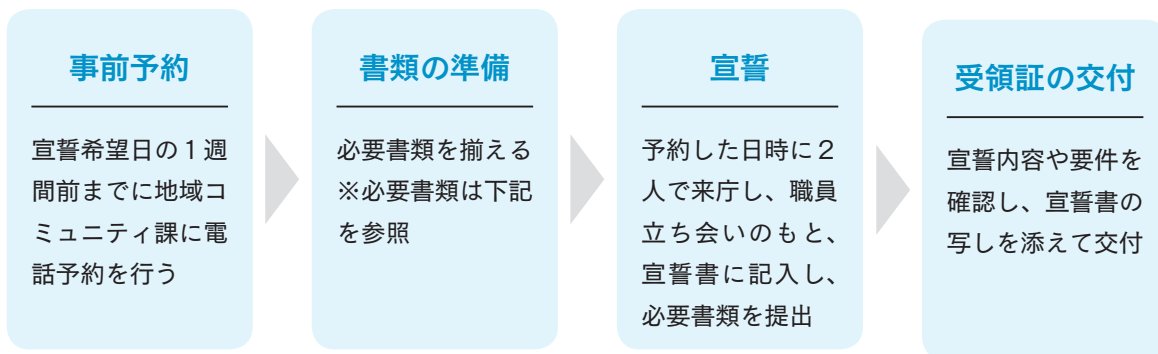
対象者

(次の全てに該当する一方又は双方が性的少数者である二人)

- (1) 双方が成人（満18歳以上）であること
- (2) 一方又は双方が日向市民、又は日向市に転入予定であること
- (3) 双方に配偶者がいない、他の人と宣誓していない
- (4) 宣誓しようとする者同士が近親者でない



手続きの流れ



※手続きなどの詳細は、市ホームページ「パートナーシップ宣誓制度ご利用の手引き」をご覧ください。



必要書類

- (1) 住民票の写し
- (2) 戸籍抄本など現在婚姻をしていないことを証明する書類
- (3) 本人確認ができる免許証、個人番号カードなど



※宣誓・受領証交付に対する費用は無料ですが、必要書類の交付手数料は宣誓者の負担となります。
※パートナーシップ宣誓受領証は、法的な効力を有するものではありません。

📍 地域コミュニティ課 人権・同和行政推進室
☎ 54・0227

第 号

パートナーシップ宣誓書受領証

本人 _____ パートナー _____ 見本

(年 月 日生) (年 月 日生)

「日向市パートナーシップ宣誓制度実施要綱」に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

年 月 日

日向市長 印